

【別紙】質問および回答一覧

番号	資料	ページ	該当箇所	質問	回答
1	実施要領	4	8 第一次審査（書類審査） (1) 審査方法	p.4,8 (1) 審査方法の評価の視点について、No.1のセル内の文字が切れております。続きの文面をお伺いできますでしょうか。	当該箇所の文面については、「過去3年度以内の類似業務（持続可能な観光地域づくり事業）の実績は十分か」になります。
2	仕様書	2	3 本業務委託の内容 (1) 持続可能な観光地域づくりのための観光アクションプラン作成業務 (イ) 観光Webマーケティング調査の実施	p.2 (1) (イ)において、調査対象に「九州全県、首都圏」と書かれていますが、こちらの地域に居住している方を対象とするという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	仕様書	2	3 本業務委託の内容 (1) 持続可能な観光地域づくりのための観光アクションプラン作成業務 (ウ) 観光アクションプランの作成	p.2 (1) (ウ)において、「関係者（ステークホルダー）間で調査内容の共有を行い」とありますが、この関係者は受託企業の方で関係者をお呼びするのでしょうか。それとも、既に甲佐町様の方で関係者の目星はついており、お呼びいただけるのでしょうか。また、その際の関係者への謝金は受託企業でしょうか。	この場合の関係者とは、「甲佐町」及び「甲佐町観光協会」並びに「本町が指定した有識者」等を想定しており、有識者につきましては、仕様書中「ページ番号3 (3) 有識者のアドバイス」に記載のとおり、受託企業様からの推薦の場合、謝金等は受託企業様から支出いただくこととしております。また、上記以外においても、アクションプランの作成状況等によって、必要に応じて受託企業様によりお呼びいただく場合も想定しています。
4	仕様書	2	3 本業務委託の内容 (2) 持続可能な観光地域づくりに係る実証 (ア) インバウンド対策・子ども連れ対策 (a) インバウンド対策、子ども連れ向け飲食店メニューの作成	p.2 (2) (ア) (a)において、全く新しい料理メニューをインバウンド・子ども連れ向けを対象に開発するというのでしょうか。また、その場合はメニュー開発の専門家をご用意いただけるのでしょうか。それとも受託企業で専門家を手配するのでしょうか。	本項目にある「飲食店メニュー」とは「メニューブック」のことを指しており、料理メニューを新たに開発することを業務委託するものではありません。
5	仕様書	2	3 本業務委託の内容 (2) 持続可能な観光地域づくりに係る実証 (ア) インバウンド対策・子ども連れ対策 (a) インバウンド対策、子ども連れ向け飲食店メニューの作成	p.2 (2) (ア) (a)において、料理を今回の案件でお試し提供する場合、事業費は案件から生じるのでしょうか。	仕様書中「ページ番号4 12 業務遂行上の注意・留意事項 (8)」に記載のとおり、成果物の納入までにかかる一切の費用は、当該案件の委託料から支出いただくこととなります。